

あきる野市「秋川溪谷ロゴ・マーク」の使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あきる野市（以下「市」という。）が推進する「東京のふるさと・あきる野」の実現に向けた観光まちづくりの取組として、秋川溪谷を広くPRするために定めた「秋川溪谷ロゴ・マーク」の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用対象者)

第2条 「秋川溪谷ロゴ・マーク」を使用できる対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) あきる野市観光協会又はあきる野商工会及びそれぞれに加盟している者
- (3) 市内に住所又は事業所を有する事業者
- (4) 報道機関
- (5) 出版社、旅行会社等
- (6) その他市長が適当と認める者

(使用基準)

第3条 「秋川溪谷ロゴ・マーク」は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用できるものとする。

- (1) 秋川溪谷の品位を傷つけるおそれがあると認めるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認めるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、若しくは反するおそれがあると認めるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認めるとき。
- (5) その他市長が使用について、適当でないと認めるとき。

(使用申請)

第4条 「秋川溪谷ロゴ・マーク」を使用しようとする者は、あらかじめ「秋川溪谷ロゴ・マーク」使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(使用承認等)

第5条 市長は、前条の規定による使用承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用を承認する場合は、「秋川溪谷ロゴ・マーク」使用（変更）承認通知書（第2号様式）により、承認しない場合は、「秋川溪谷ロゴ・マーク」使用（変更）不承認通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

3 市長は、前条の規定により提出された使用承認申請書の使用目的等が第3条各号に該当するおそれがあると認めるときには、あきる野市「秋川溪谷ロゴ・マーク」使用承認審査会の意見を聴かななければならない。

(使用承認期間等)

第6条 使用承認の期間は、承認日から起算して2年を経過する日以後の最初の3月31日

までを限度とする。

- 2 前項に規定する使用承認期間が終了し、再度、使用承認を受けようとする者は、第4条の規定により使用承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料)

第7条 「秋川溪谷ロゴ・マーク」の使用料は、当分の間、無料とする。

(完成品の提出)

第8条 使用承認に係る物品等の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められる場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

(第三者に対する承認)

第9条 市長は、既に承認した物品等と同一又は類似の物品等に対して承認をすることができる。

(使用上の遵守事項)

第10条 「秋川溪谷ロゴ・マーク」を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容により使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 「秋川溪谷ロゴ・マーク」の図柄は、文字図柄別図1及び2並びにイメージ図柄別図3、4、5及び6とし、文字図柄のみ又は文字図柄とイメージ図柄をそれぞれ1図柄ずつ組み合わせ使用することができるものとする。
- (4) 「秋川溪谷ロゴ・マーク」の図柄を改変等（色（文字は原則として黒）、文字間、形、組替え等）して使用しないこと。
- (5) 「秋川溪谷ロゴ・マーク」の使用に当たっては、「秋川溪谷」が商標登録されているものについては使用してはならない。
- (6) 「秋川溪谷ロゴ・マーク」のイメージを損なう使用をしないこと。
- (7) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(承認内容の変更)

第11条 「秋川溪谷ロゴ・マーク」の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「秋川溪谷ロゴ・マーク」使用変更承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による使用変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更を承認する場合は、「秋川溪谷ロゴ・マーク」使用（変更）承認通知書（第2号様式）により、承認しない場合は、「秋川溪谷ロゴ・マーク」使用（変更）不承認通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 3 使用変更の承認後についても、前条に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 4 市長は、第2項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用承認の取消し)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この要領に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、「秋川溪谷ロゴ・マーク」使用承認取消書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対して、当該完成品の回収を求めさせるものとする。

（責任の制限）

第13条 前条の規定により「秋川溪谷ロゴ・マーク」の使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じて、市長はその責めを負わない。

2 使用者が「秋川溪谷ロゴ・マーク」の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（審査会）

第14条 第5条第3項に規定する使用承認審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第15条 この要領に係る事務は、秋川溪谷観光を所管する部署が処理する。

附 則

この要領は、平成25年8月13日から施行する。

別図1（文字図柄）



別図2（文字図柄）



別図3（イメージ図柄）

DIC 93（緑）
DIC 67（水色）
スミ



別図4（イメージ図柄）

DIC 93（緑）
DIC 67（水色）
白抜き



別図5（イメージ図柄）

DIC 93（緑）
DIC 67（水色）
スミ



別図6（イメージ図柄）

DIC 93（緑）
DIC 67（水色）
白抜き

